

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

令和7年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

D V や性犯罪・性暴力被害者支援 について



女性に対する暴力根絶のため
のシンボルマーク



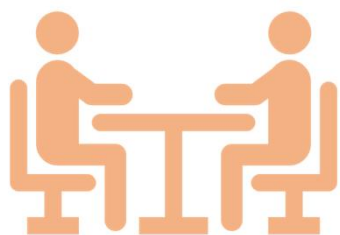
女性に対する暴力をなくす運動

令和7年5月16日(金)
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

D V 被害者支援について

配偶者暴力相談支援センターについて

配偶者暴力相談 支援センター



配偶者暴力相談支援センターでは、以下の業務を行っている。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

(※ 実際に行っている業務はセンターにより異なります。)

○都道府県： 女性相談支援センターその他の適切な施設においてセンターの機能を果たすようにする。

市町村： 適切な施設においてセンターの機能を果たすようにするよう努める。
(福祉事務所、男女共同参画センター等)

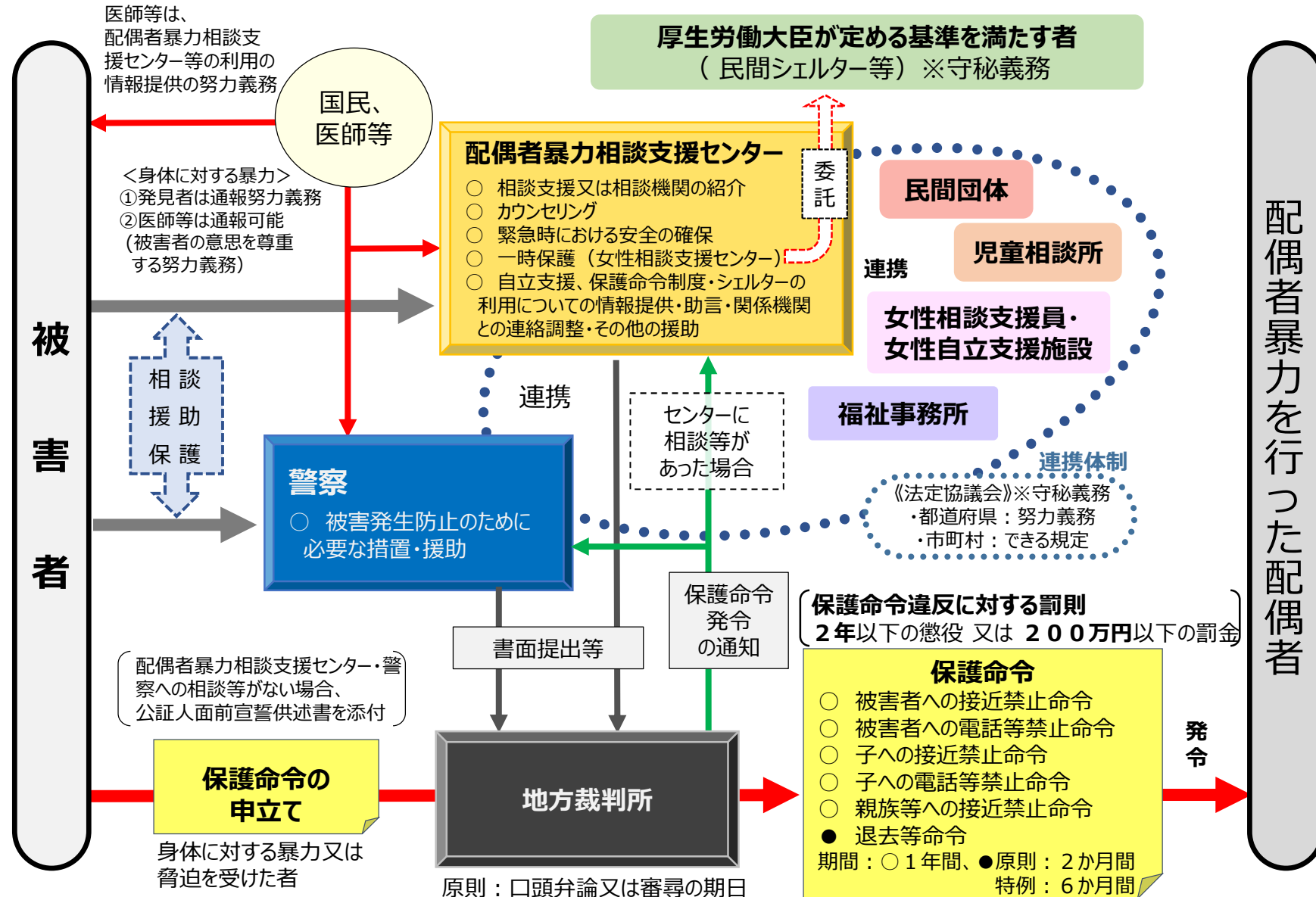
○全国では、3 2 2か所 (令和 7 年 4 月現在)

うち、都道府県 1 7 2 か所

市町村 1 5 0 か所

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

※令和6年4月1日施行時点



性犯罪・性暴力被害者支援について

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

➡ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実
（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間 等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応
（違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➡ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

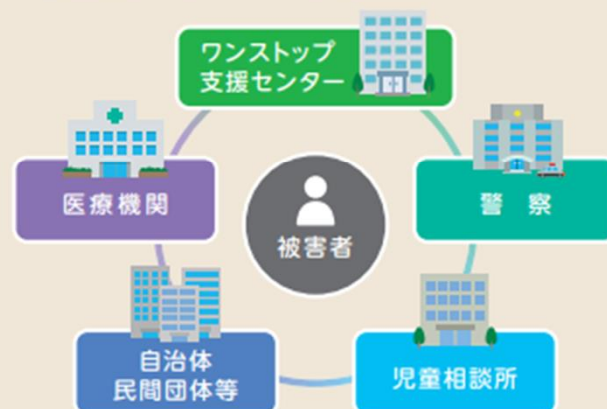
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターが
できること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター
全国共通番号(R2.10～)
通話料無料化(R4.11～)



「# 8891」
(はやくワンストップ)



性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター(R3.10～)

夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談
「キュアタイム」
(R2.10～)



キュアタイム

検索

若年層の性暴力被害予防月間の取組

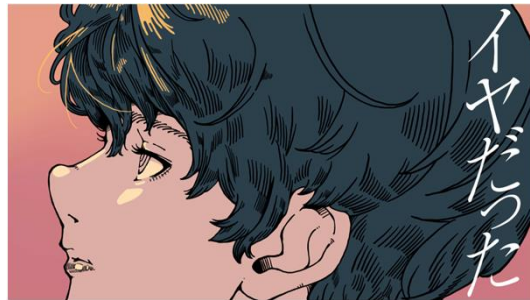
政府では、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である**毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」**と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開。

【実施主体】

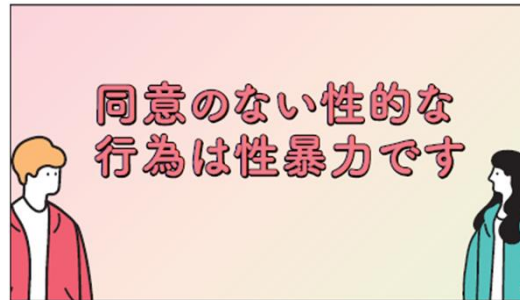
内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1) ポスターの作成・配布、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) 性暴力防止に関する動画の作成
- (3) SNS等を活用した広報



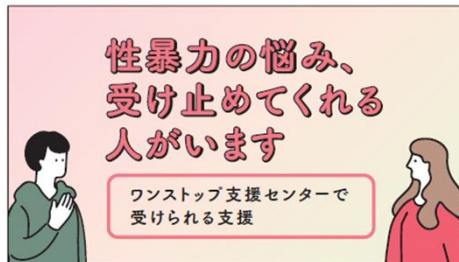
＜動画①：性的な行為
あなたの同意がないならそれは性暴力＞15秒



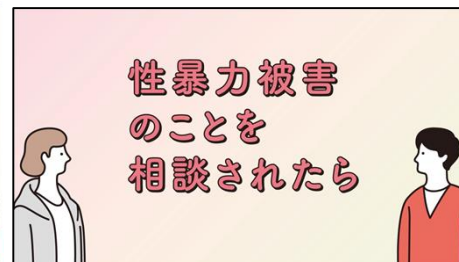
＜動画②：性暴力とは＞
1分56秒



＜ポスター＞



＜動画③：ワンストップ支援センターで
受けられる支援＞ 2分33秒



＜動画④：性暴力被害のことを
相談されたら＞ 1分48秒



動画⑤＜今こそ知りたい！性暴力のこと＞
約30分

若年層の性暴力
被害予防月間
ホームページ



<https://www.gender.go.jp/policy/no-violence/jakunengekkan/index.html>